

奈良県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三号

奈良県契約規則の一部を改正する規則

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一号中「又は第七条第一項」を「、第七条第一項又は第十条第五項若しくは第六項」に改める。

第三十四条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。